

茨城県（霞ヶ浦・北浦周辺地域）関係史料の来歴

昭和 24(1949)年、水産庁は新漁業法の制定にあわせて、全国の漁村・漁業制度関係資料の調査を企図し、その事業を財団法人日本常民文化研究所に委託した。同研究所は漁業制度資料委員会を設け、東京月島にあった水産庁東海区水産研究所内に事務局をおき、同年 10 月に同事業に着手した。

『漁業制度資料目録』第 9 集のはしがきには、「利根川水系の歴史の変遷を明らかにすべく、昭和 26(1951)年 6 月以降、二野瓶徳夫・五味克夫・同三代子（旧姓加藤）・網野善彦・萩野宜之・中地昶平は前後 4 回にわたって霞ヶ浦北浦地方の調査をおこなった」と記されている。茨城県の調査は翌昭和 27(1952)年 8 月に終了、借用・寄贈資料は 70 数件に達し、漁業制度資料収集事業全体の中で和歌山県・石川県・三重県について多い件数にのぼった。これらの漁業制度収集資料のうち借用されたものについては、水産庁資料整備委員会が廃止される昭和 29(1954)年 11 月前後にはほぼ返却されたが、いくつかの資料群については未返却分を含め東京女子大学に移された。そのうち茨城県に関する資料は茨城県史編纂室に預けられた後、日本常民文化研究所が神奈川大学に招致されるに伴い神奈川大学に移され、その間、適宜返却作業が続けられた。今回、目録として刊行する資料群は、いずれも昭和 26～27 年の調査の際、所蔵者より寄贈されたことが確認できるものである。

次に各資料群の寄贈年月日及び探訪時の住所を掲げる。なお、掲載順は郡ごととし、郡内ではアイウエオ順とした。また文書名は原則として、探訪時のものを用いたが、混乱を避けるために簡略化したものもある。

番号	資料群名	探訪時住所	寄贈年月日	旧目録
1	飯島家文書	鹿島郡白鳥村大字札	昭和 26(1951)年 8 月 11 日	なし
2	和泉盛喜家文書	鹿島郡大同村大字志崎	昭和 27(1952)年 8 月 13 日	B
3	大槻善一家文書	鹿島郡大同村大字武井	昭和 27(1952)年 8 月 12 日	B
4	豊島直衛家文書	鹿島郡白鳥村大字札	昭和 27(1952)年 8 月 11 日	B
5	大輪庄右衛門家文書	行方郡行方村大字五町田	昭和 26(1951)年 7 月 20 日	B
6	河野栄二家文書	行方郡武田村大字帆津倉	昭和 27(1952)年 8 月 9 日	B
7	玉造町役場文書	行方郡玉造町	昭和 26(1951)年 7 月 19 日	A・B
8	内埜新一家文書	稲敷郡古渡村大字上馬渡	昭和 26(1951)年 12 月 5 日	A・B
9	坂本茂兵衛家文書	稲敷郡古渡村大字下馬渡	昭和 26(1951)年 12 月 5 日	A・B

番号	資料群名	探訪時住所	寄贈年月日	旧目録
10	永長栄三郎家文書	稲敷郡古渡村大字古渡	昭和26(1951)年8月17日	A・B
11	平山啓次家文書	稲敷郡阿波村	昭和26(1951)年8月17日	A・B
12	村山彦吉家文書	稲敷郡古渡村大字古渡	昭和26(1951)年8月17日	A・B
13	山口弥左衛門家文書	稲敷郡鳩崎村大字古渡	昭和26(1951)年12月5日	B

これまで、漁業制度改革の際に収集された茨城県の資料群の目録は、部分的なものが2度出されている。

A 『漁業制度資料目録 第9集 全国編VI』日本常民文化研究所・水産庁資料整備委員会 昭和28(1953)年11月

B 『水産庁水産資料館所蔵古文書目録』 水産庁水産資料館・日本常民文化研究所 昭和50(1975)年3月

飯島家文書(上表1)以外は、すでにどちらかの目録に収録されているが、今回あえて再録した理由は、次の3点である。

- ① 平成7(1995)年4月以降の整理の過程で、本来別の資料群に含まれるべき史料のあることが判明した。
- ② 従来一綴りとして一括されていた資料も、再整理でその詳細を明らかにすることができた。
- ③ 全体に情報量を増やして利便性を高めるとともに、前目録の誤った箇所を正すことができた。

①について付記しておく。内埜新一家文書(上表8)は、A・B両方の目録に掲載されているが、内容が異なっている。これは、B目録が資料の一部を「茨城県旧上馬渡村関係所蔵者不明分」として掲載していたため、今回の整理に際して内容を検討した結果、これを再び内埜新一家文書に含めることとした。

永長栄三郎家文書(上表10)は、昭和26(1951)年に寄贈された後、その一部分のみが水産資料館に所蔵された。残る部分は東京女子大学に移された後、昭和58(1983)年、あらためて神奈川大学日本常民文化研究所に寄贈された。本目録は水産資料館を経て、現在、水産総合研究センターに所蔵されている同家文書の目録である。

本目録の山口弥左衛門家文書(上表13)中、目録番号4,5,61の3点は、昭和26(1951)年の調査の際か、あるいは水産資料館の整理の段階で、船串主一家文書の中に分類された。平成7年以降の整理で、本来山口弥左衛門家文書に分類されるべき資料であることが判明、同史料3点を移した。

(文責 越智信也)